

令和7年第14回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和7年12月22日（月）

安芸高田市農業委員会

総 会 出 席 簿

【開催年月日】 令和7年12月22日(月)

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 9号 取消願について
日程第 3 報告第10号 農地転用(農業用施設)届出について
日程第 4 議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第78号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第80号 非農地証明申請について
日程第 8 議案第81号 非農地通知の発出について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	田邊 介三	○	6	山本 英次	○	11	境江 芳暢	○
2	秋國 満	○	7	津田 泰成	○	12	高松 忠夫	○
3	水重 克幸	○	8	黒瀬 忠司	○	13	竹丸 政春	○
4	見坂トシ子	○	9	仁伍 雅史	○			
5	藤原 憲司	○	10	田中 秀之	○			

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長
武部 弘典 係長
中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間17分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより令和7年第14回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の総会にあたっては全員出席でございます。したがいまして、ただいまの出席委員は13名でございます。定数に達しておりますので、これより令和7年第14回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元の方に配付をさせていただいておる通りでございます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定によりまして、議長において行います。12番 高松委員、13番 竹丸委員、両名を指名いたします。よろしくお願いを申し上げます。

日程第2 報告第9号 取消願いについての報告を求めます。はじめに事務局よりお願いいたします。

(事務局朗読報告)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告を行います。受付番号5号について、6番 山本委員さんからお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。取消願いについて報告します。12月15日、推進委員、農業委員、事務局とで現地の確認をしました。この案件は7月の5条での太陽光発電設備の申請でした。施工業者が工事の準備をしていたところ、窪地にある土地のため、地中からの水がとまらないので事業中止をしたそうです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。この案件についての質疑を求めます。質疑のある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑がないようでございますので、以上をもちまして取消願いについての報告を終わります。次へまいります。

日程第3 報告第10号 農地転用（農業用施設）届出についての報告を求めます。事務局からお願いいたします。

(事務局朗読報告)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号6号について、4番 見坂委員さんからお願いいたします。



○水重委員

3番 水重です。受付番号92号について報告いたします。12月10日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。別図の77-92をご覧くださいと思います。申請地は●●●●●●の●●●●●●より、●●●●●●に150m進んだ●●●●●●に隣接した場所に位置しております。田2筆でございます。1, 265㎡です。今回、申請地の田に挟まれた住宅と合わせて譲受人が購入し、畑また果樹の栽培を計画しているものです。譲渡人は高齢で、現在施設に入所しております。家、農地の管理も難しく、家を含めて農地を売却する所有権移転の申請でございます。申請地は今後も農地として利用するため、周辺には何ら支障はなく、影響は生じないものと確認いたしております。以上で報告を終わります。尚、詳細については別添の調査書をご覧くださいと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に93号から97号まで、13番 竹丸委員さんお願いいたします。

○竹丸委員

13番 竹丸です。受付番号93号から97号までを報告いたします。はじめに受付番号93号について報告いたします。12月10日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認いたしました。申請地は吉田町●●●●●●にあります。図面番号77-93をご覧ください。場所は●●●●●●を●●●●●●に進み、●●●●●●を左折、●●●●●●を渡り600m真っすぐ進むと三差路になります。右折し、さらに左折し、200m進んだら左手にあります。4筆合計2, 533㎡の田です。譲渡人は、●●●●●●に在住しておられますが、譲受人が申請地の取得を希望されたため、農地を譲渡するものです。譲受人は規模拡大を望んでおり、引き続き水稻を栽培するという事で問題ないことを確認いたしました。尚、詳しい内容につきましては別紙調査書のとおりです。

続きまして受付番号94号について報告いたします。12月10日、同様に3者で確認いたしました。図面番号77-94をご覧ください。場所は、先ほど説明しました場所の隣の3筆、合計1, 545㎡の田です。譲渡人は、●●●●●●に在住していますが、自宅から遠く高齢のため、管理耕作が困難であり、申請地を譲受人に貸していたところ、譲受人が所有権移転を希望されたため、譲渡するものです。譲受人は規模拡大を望んでおり、引き続き水稻を栽培されるということで、問題はないと確認いたしました。尚、詳しい内容については別紙調査書をご覧ください。

続きまして、受付番号95号について報告いたします。12月10日、同様に3者で現地を確認しました。申請地は吉田町●●●●●●にあります。図面番号77-95をご覧ください。場所は









員、事務局と現地を確認しました。図面番号77-106をご覧ください。申請地は、●●から●●●●●●●●を、●●●●●●●●に約500m行き、右側にある●●●●●●●●の先を、右手方向の●●●●●●●●を●●●●●●●●方向に約2km行き、左斜め方向に約300m行った所の右側の田、4筆869㎡です。譲受人は、●●●●●●●●で自営業をされておられますが、お兄さん夫婦がこの田の近くに住んでおられます。兄弟で野菜を栽培されるそうです。他の農地に影響はない事を確認いたしました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で106号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号107号について、12番 高松委員さんお願いいたします。

○高松委員

12番 高松です。受付番号107号について説明をいたします。12月15日、農業委員、事務局、推進委員にて現地の調査をいたしました。図面番号77-107をご覧ください。申請人は、兄弟の関係になられます。申請地は、●●●●●●●●より●●●●●●●●を、●●●●●●●●に1km進み、●●●●●●●●の下、●●●●●●●●に入り、●●●●●●●●を1km入った、●●●●●●●●で、2筆の田1,600㎡となっていますが、土地を改良され、現地は1枚になっていました。譲渡人は●●●●●●●●で、農地の管理は困難であり、譲受人に申請地を譲渡するものです。譲受人は譲り受けた田を水稻に利用し、耕作をしていかれるそうです。農業機械がないため、近所の協力を得ながら米を作るそうです。よって、周辺農地に悪影響はない事を確認しました。詳しい内容については別紙調査書のとおりです。これで107番の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？ございませんか？よろしゅうございますか？たくさんの案件がございましたが。

○仁伍委員

97号の譲受人さんは、●●●●●●●●が住所になっているんですが、3ヘクタールも農地を管理されているんですか？

○事務局

はい。97号の●●●●●●●●さんは、毎日、●●●●●●●●からこちらに通われて、機械も操作されてお

られます。

○仁伍委員

それはすごいですね。では問題ないですね。

○田中会長

その他ございませんか？よろしゅうございますか？

質疑及び意見がないようでございますので、質疑意見を終了し採決に入ります。議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請通り賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請通り許可することに決しました。次へまいります。

日程第5 議案第78号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて、担当委員の調査報告を行います。受付番号39号から40号まで、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号39、40号について報告します。12月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認しました。39と40号は申請人が同じなので、一緒に説明をします。申請地は吉田町●●●にある、43㎡と50㎡の農地2枚です。図面番号78-39、40をご覧ください。場所は、●●●●●●●から●●●●●●●の信号を左折し、さらにすぐ左折し、100mほど進んだ所に申請人の住居があります。その住居のすぐ前に申請地2枚があります。その農地は、申請人の亡き先代が無許可で宅地を広げ、庭敷きとして使用されていた事が判明したため、この度始末書を添付され、転用申請をされました。この度、山の中にある墓地を自宅近くに移設しようと検討していた際に、転用申請がされていない事が分かったため、この度転用許可申請をされるものです。他の農地に影響はなく、問題ない事を確認いたしました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、39、40号についての報告を終わります。



おられまして、昭和50年頃と書いてありますが、かなり昔の事でございます。この度、農地転用の申請がされていないという事が分かりまして、この度の申請になっております。かなり前からこういう状態でありますので、他の農地への影響は全くない事などから、やむを得ないのではないかと思います。詳しくは別紙調査書をご覧いただきたいと思います。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑及び意見がないようでございます。質疑意見を終了し、これより採決に入ります。

議案第78号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第78号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては申請通り許可することに決しました。

尚、受付番号40号につきましては、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取をすることといたします。次へまいります。

日程第6 議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告をお願いします。受付番号79号から80号まで、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号79、80号について報告します。12月10日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。まず79号について報告します。申請地は、●●●●●●●●●●にある796㎡の農地です。場所は、●●●●●●●●●●を進み●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●の入口の看板を行き、●●●●●●●●●●の手前を右方向に100m進んだ所にこの申請地があります。図面番号79-79をご覧ください。譲受人は建設業を営んでおり、この度、●●●●●●●●●●が発注した●●●●●●●●●●の河川改修工事を請け、河川改修工事に伴う資材置場として、1年間の一時転用申請になります。他に適当な土地を所有しておらず。工事が終了すれば元の農地に戻すので、周辺農地に影響ない事から、やむを得ないものと確認いたしました。



見た感じでは長年耕作をされていない耕作放棄地のような形になっております。水便利が悪いようです。譲渡人はこの近くに実家がありましたんですけど、後継者がいないという事で、屋敷終いをされてという事で、家等の関連の土地を全て処分される一環の案件なんです。これは続いて83号でも一緒なんですけども。そういう事で、ここは太陽光という事なんですけど、なかなか土地の活用が難しいので、やむを得ないんじゃないかと思えます。ここはちょうど82、83と凶面があるんですけども、谷あいには住宅が並んでいるんですけども、その谷をずっと行っても、だいたい家を除いたところは畑とか田んぼとかがあるんですけど、田んぼにつきましても、ほとんどが耕作放棄地のような形になっていると。畑についてもなかなかうまく耕作されていない状態で、防草シートをやったりしています。作っている所も飛び飛びという所で。やむを得ないんじゃないかなという感じがしております。

83番について続いてなんですけど、これも相続をうけた土地なんですけども、それを自分で耕作する意思も無いしという事で、長らく耕作放棄地となっていた土地なんです。83番の凶面なんですけど、ここには4枚ぐらいの田んぼがずっとあるんですけど、真ん中の方にある該当の案件なんですけど、三角みたいな5、6枚の田んぼなんです。この分はほとんど全部耕作放棄地みたいに使われていないんです。周りにちょこちょこ昔の家があったりするんですけど、結構広さはあるんですけど、水便利が悪いという事と、作りが難しいという事で、後継者もないという事です。ずっと耕作放棄地になっています。それから、これの上の方もずっと谷あいにあるんですけど、ここもずっとほとんど昔の田んぼが、昔の棚田がありましたが、これは谷川の水を引いたりして作っていたようなんですけど、だんだんと耕地ではなくなってしまっている状態です。太陽光発電としてはやむを得ないんじゃないかと思えます。周りの状況から見ても、他の田んぼも耕作されているような、すぐ隣ありませんし、水路についても確保されていますし、周辺には影響は無かろうと思えます。やむを得ない案件じゃないかと思えます。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして84号について、7番 津田委員さんお願いいたします。

○津田委員

7番 津田です。受付番号84号について報告します。現地確認は12月11日に、農業委員、推進委員、事務局で行いました。申請地の場所は美土里町●●です。凶面番号79-84をご覧ください。申請地は、●●●●●●●●の●●の中心部分の●●●●●●に、●●●●●●とあるんですけど、そこから南へ向かった所に位置しています。譲受人は、申請地を譲り受けて、太陽光発電設備を設置するための転用許可申請です。周辺農地等に特段の影響はない





しています。申請理由は、もともと祖母の畑だったが、祖母の死去により、気が付いたら雑草などが繁茂して、農地として利用できなくなったため、原野に地目変更したいとの申請です。現地確認した結果、山沿いのため、広葉樹やイチョウの木がたっており、やむを得ない事を確認しました。尚詳しい内容については別紙調査書のとおりです。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号19号について、12番 高松委員さんお願いいたします。

○高松委員

高松です。受付番号19番について説明をいたします。12月15日、農業委員、事務局、推進委員にて現地の確認及び調査をいたしました。図面番号80-19をご覧ください。申請人は●●●●●●●●●●です。申請地は、●●●●を●●●●に1km走り、●●●●●●、●●●●●●を左に1km入った所の、申請人宅の裏山の中ほどに申請地があります。畑359㎡で、現在は雑草、雑木、広葉樹がたっており、長年耕作をされておらず、農地としての利用はされず、出入りする道も狭く、機械も入らない状態で、周辺の木も大きくなり山林化して日当たりが悪い土地です。今後も耕作する予定もなく、非農地証明を申請されました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？ございませんか？質疑及び意見がないようでございますので、これより採決に入ります。議案第80号 非農地証明申請について、申請通り証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第80号 非農地証明申請につきましては、受理することに決しました。次にまいります。

日程第8 議案第81号 非農地通知の発出についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の内容説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局の説明が終わりました。これより質疑及び意見に入りたいと思います。質疑及び意見がある方はご発言をお願いいたします。どうでしょうか？よろしゅうございますか？ございませんね？質疑及び意見がないようでございます。これより採決に入ります。

議案第81号 非農地通知の発出につきまして、原案について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第81号 非農地通知の発出については、承認することに決しました。

以上で本総会に付議をされました議案は全て終了をいたしました。これをもちまして令和7年第14回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時47分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

1 2 番委員

1 3 番委員